# 再エネ海域利用法の運用開始に向けて

一公募による事業者選定について一

2019年2月28日 経済産業省資源エネルギー庁 国土交通省港湾局

# 本日ご議論いただきたい内容について

- ▶ 第1回において、「促進区域の指定」と「公募による事業者選定」に関して、下記のとおり、検討に係る基本的な 視点をまとめるとともに、具体的に検討すべき論点の洗い出しを行った。
- 本日は、「公募による事業者選定」について、第1回でお示しした論点に関するご議論を踏まえ、1.公募による 事業者選定の流れ、2.評価基準等の公募占用指針の記載事項、3.公募時に事業者に提供する情報、 4.事業者選定のための審査・評価方法、5.公募のスケジュール、について具体的な案を事務局から提示し、 ご議論いただきたい。

#### 【検討に係る基本的な視点】

- 原則① 長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実現
- 原則② 海洋の多様な利用等との調和
- 原則③公平性、公正性かつ透明性のある制度の実現
- 原則④ 国内洋上風力産業の健全な発展に向けた計画的・継続的な洋上風力発電の促進(事業者の予見可能性の確保の観点を含む)

#### 【第1回でお示しした論点】

- 論点① 公募による事業者の選定の基本的な考え方
- 論点② 公募の適合基準の具体化
- 論点③ 評価基準の在り方
- 論点④ 公募に当たり国が提供すべき情報
- 論点⑤ 公募のスケジュール

- 1.公募による事業者選定の流れ
- 2. 評価基準等の公募占用指針の記載事項
- 3.公募時に事業者に提供する情報
- 4.事業者選定のための審査・評価方法
- 5. 公募のスケジュール

という観点から整理し、今回ご議論いただきたい。

## 再エネ海域利用法における公募の位置付け

- ▶ 促進区域の指定後、以下の流れに従って事業者を選定することとなる。
- 公募占用指針は促進区域ごとに作成することとなる中で、本合同会議でのご意見を踏まえて、経済産業省及び国土交通省において、その作成の目安及びプロセスを示す「占用公募制度の運用指針(仮称)」を策定することとしてはどうか。

## 経産大臣及び国交大臣による **公募占用指針の作成**

<法第14条>

- ※4~⑩までについては、<u>調達価格等算定委員会の意見</u> を聴かなければならない。
- ※⑤については、関係都道府県知事及び学識経験者の意見を聴かなければならない。

#### <<u>公募占用指針記載事項</u>>

- ①公募の対象とする発電設備の区分等
- ②促進区域内海域の占用の区域
- ③占用の開始の時期
- ④出力の量の基準
- ⑤公募の参加の資格に関する基準
- ⑥保証金に関する事項
- ⑦供給価格 上限額

- ⑧調達価格の額の決定方法
- 9調達期間
- ⑩FIT法に基づく事業計画の認 定の申請の期限
- ⑪設置及び維持管理に必要な 人員及び物資の輸送に関し占 用区域と一体的に利用される 港湾に関する事項
- 迎撤去に関する事項

- ③公募占用計画の認定の有効期 間
- ④関係行政機関の長、関係都道 府県知事及び関係市町村長と の調整に関する事項
- ⑤選定事業者を選定するための評 価の基準
- ⑯その他必要な事項

事業者による **公募占用計画の提出** <法第14条>

#### <<u>公募占用計画記載事項</u>>

- ・占用の区域
- ・占用の期間
- ・発電事業の内容及び実施時期
- ・発電設備の区分
- ・発電設備の構造
- ・工事実施の方法

- 丁事の時期
- ・発電設備の出力
- •供給価格
- ・発電設備の維持管理の方法
- ・設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し、占用の区域と一体的に利用する港湾に関する事項・撤去の方法
- ・関係行政機関の長、関係都 道府県知事及び関係市町村 長との調整を行うための体制 及び能力に関する事項
- 資金計画及び収支計画
- ・その他経産省令、国交省令で定める事項

経産大臣及び国交大臣による 公募占用計画の審査 <法第15条第1項>

#### <公募占用計画の審査の基準>

- ・供給価格が供給価格上限額以下であることその他公募占用計画が公募占用指針に照らして適切なものであること
- ・公募占用計画に係る占用が法第10条第2項の許可をしてはならない場合に該当しないこと
- ・公募占用計画に係る発電設備及びその維持管理の方法が経産省令・国交省令で定める基準に適合すること
- ・公募占用計画を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと

経産大臣及び国交大臣による 公募占用計画の評価、事業者の選定 <法第15条第2項、第3項>

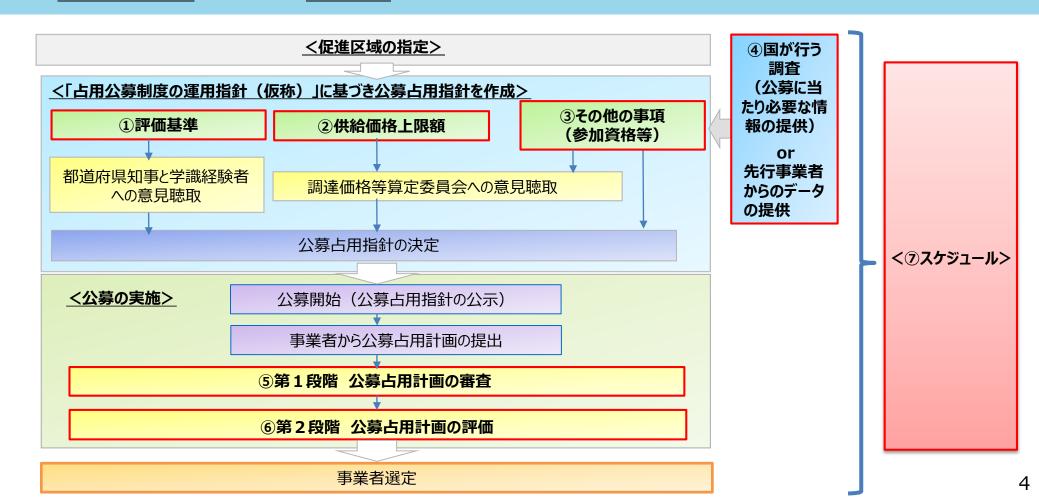
#### <<u>公募占用計画の評価、事業者選定の方法</u>>

- ・公募占用計画の審査の基準全てに適合している全ての公募占用計画について評価の基準に従い評価する。
- ・この評価に従い、発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施を可能とするために最も適切であると認められる公募占用計画を提出した者を選定事業者として選定する。

# 1. 公募による事業者選定の流れ

# 公募による事業者選定の流れ

- ▶ 公募による事業者選定に当たっては、促進区域ごとに、本合同会議の議論を踏まえて作成する「占用公募制度の運用指針(仮称)」に基づいて公募占用指針を定めることとなる。
- → 公募占用指針では、①評価基準、②供給価格上限額、③その他の事項(参加資格等)を定めることとなっており、具体的な考え方を検討する必要がある。
  - ✓ なお、①評価基準は、都道府県知事と学識経験者の意見を聴かなければならないとされている。
  - ✓ ②供給価格上限額は、調達価格等算定委員会の意見を聴かなければならず、当該意見は尊重するものとされている。
- また、策定された公募占用指針に基づき公募を実施するに当たっては、④国が提供すべき情報、⑤公募占用計画の審査方法、⑥公募占用計画の評価方法とこれらに係る⑦スケジュールについて具体的な検討が必要。



# 2. 評価基準等の公募占用指針の記載事項

# ①-1 評価基準の基本的な考え方

- ▶ 再エネ海域利用法第15条においては、「海洋再生可能エネルギー発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施を可能とするために最も適切であると認められる公募占用計画を提出した者」を選定するとされており、これを踏まえ、長期的、安定的、効率的な発電事業の実施が可能かという観点から、総合的に評価することとしてはどうか。
- ▶ この際、①洋上風力プロジェクトの長期性、安定性、効率性に関する多くの要素は最終的には価格に反映されること、②供給価格は客観的な評価が可能であること、加えて、③再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図る観点から、供給価格を最も重要な要素として評価することとしてはどうか。
- ▶ 一方で、洋上風力プロジェクトは、長期にわたり海域を占用すること、他の再生可能エネルギーに比べても地元関係者が多く、そうした関係者との調整が必要なことに加えて、部品数が多く、また、長期にわたってメンテナンスが必要になり特に地域経済等への波及効果が大きいこと、洋上工事は陸上工事と比べて難易度が高いことから、①事業の実施能力、②地域との調整や事業の波及効果という観点から事業実現性に関する要素を評価することが必要ではないか。

#### <参考>再I不海域利用法

(海洋再生可能エネルギー発電設備の公募占用指針等)

第13条 (略)

2 公募占用指針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一~十四 (略)

#### 十五 選定事業者を選定するための評価の基準

十六 (略)

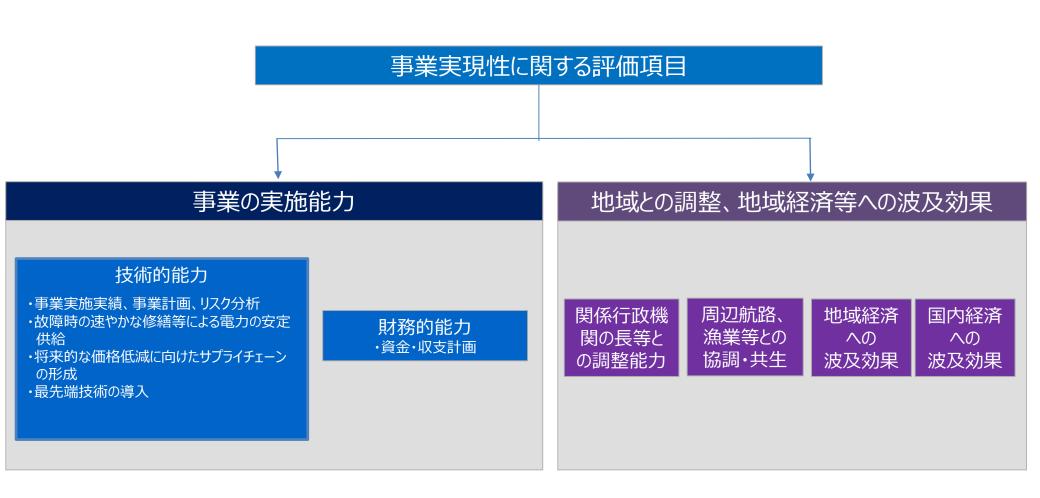
3~8 (略)

#### (選定事業者の選定)

第15条

- 1~2 (略)
- 3 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の評価に従い、海洋再生可能エネルギー発電事業の**長期的、安定的かつ効率 的な実施を可能とするために最も適切であると認められる公募占用計画を提出した者**を選定事業者として選定するものとする。
- 4~6 (略)

# ①-2 事業実現性に関する評価項目のイメージ(例示)



# <参考>事業実現性に関する評価項目の例示

事業実現性に関する評価項目については、以下のような例示をもとに、地域の特性に応じて決めることとしてはどうか。

大項目	小項目	確認の視点の例	確認方法の例	
事業の実施能力	技術的能力	▶ 事業実施実績	下請けを含めて、 ・洋上風力発電設備の設置、維持管理及び運用の実績があること。 又は ・陸上風力発電設備の設置、維持管理及び運用並びに、海洋土木工事の実績があること	
		▶ 事業計画の適合性、実現性	・スケジュール、発電設備の計画、施工計画、維持管理計画等の具体性、実現可能性	
		> リスクの特定及び分析	・事業撤退に至るリスクを分析しており、対応可能か	
		▶ 電力の安定供給の観点から、故障時に早期復旧するための方策はできているか。特にサプライチェーン等の関係で早期復旧が可能か(早期復旧能力を有する国内サプライチェーン又はそれと同等のその他のサプライチェーンの形成計画が策定されているか)	<ul><li>・部品等はどこで製造し、どこで保管等し、どのように 部品供給するのか</li><li>・修理のための施設はあるか</li></ul>	
		▶ 将来的な電力価格削減策があるか。特に価格削減に資するサプライチェーンの形成計画等が作成されているか	・サプライチェーン形成計画を提出	
		▶ 最先端の技術を導入し、業界を先導する取組みを行っているか	・最先端技術(施工技術を含む。)の導入状況	
	   財務的能力 	▶ 資金計画、収支計画の適切性	・財務諸表等で確認	

# <参考>公募占用計画の評価の考え方(例示)

大項目	小項目	確認の視点の例	確認方法の例	
地域との調整、地域経済等への波及効果	関係行政機関の長等との調整能力	▶ 地域との調整のため、関係行政機関の長等と 調整を行う者の実績	・関係行政機関の長等との調整の実績 - 国内の洋上風力における実績 - 国内の陸上風力における実績 - その他国内における実績	
	地域への経済波及	▶ 地域への経済波及はどれくらい見込まれるか	<ul><li>・地元雇用がどこにどれだけ増えるか</li><li>・地元に工場等がどれだけつくられ、どれだけ投資が 促進するか</li></ul>	
	国内への経済波及	▶ 国内への経済波及はどれくらい見込まれるか	・国内雇用がどこにどれだけ増えるか ・国内に工場等がどれだけつくられ、どれだけ投資が 促進するか	
	周辺航路、 漁業等との協調・共生	▶ 関係漁業者や関係海運業者等との協調・共生 方法	・関係漁業者や関係海運業者等の地元関係者に、 どのように対話し、理解を得ながら進めていくのかが 明らかにされているか	

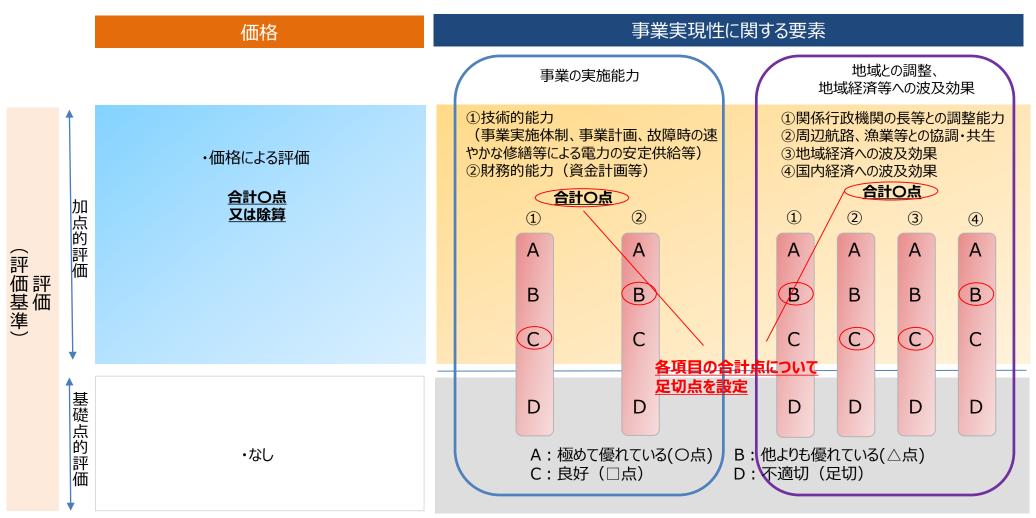
# ①-3 評価基準作成に当たっての評価方法

### <評価方法>

- 前述の「①評価基準の基本的な考え方」を踏まえ、事業実現性に関する要素について一定の評価を有する事業者間で、供給価格だけでなく、事業実現性に関する要素も加味した総合評価方式によって事業者を選定することが適切ではないか。
- この際、供給価格を最も重要な要素とする観点から、総合評価の方式は、一般に価格感度が高いとされる除算方式(※ 1)か、加算方式(※2)の場合は価格に関する要素を事業実現性に関する要素に対して1:1以上で評価する方式により実施することとしてはどうか。
  - ※1 除算方式の計算式は以下。評価値=(事業実現性に関する評価点)/(価格)
  - ※ 2 加算方式の計算式は以下。 評価値=α×(価格点)+β×(事業実現性に関する評価点)
- なお、評価の配点等については、
  - (1)「事業実施能力」と「地域との調整、地域経済等への波及効果」及びその構成要素の配分のバランスや、
  - (2)価格を含めた各要素の点数のつけ方、
  - (3) 事業実現性要素に関する最低限必要な評価レベル(足切)のあり方(評価基準の構成要素毎の足切や合計点による足切の設定など)、
  - (4) 欧州の取組み (※3) を参考とした一定のオプションの検討
    - ※3 例えばドイツでは、先行して調査を実施している事業者が、調査結果をすべて国に引き渡すことを条件に、 入札において他の事業者が提示した最低価格と同額で事業の実施が可能な場合は当該事業者が落札できることとしている。

といった事項に関し、地域ごとの特性を考慮することは重要であるものの、<u>公平性・公正性の観点から</u>は、<u>一定の目安</u>を設けて決めることとしてはどうか。

# <参考> 審査・評価の全体像と基礎点の考え方



#### 全ての適合基準に適合した公募占用計画全てについて、総合的に評価を実施

(適合基準)

・供給上限価格を下回ること

- ①公募占用計画が公募占用指針に照らし適切であること
- ②公募占用計画に係る促進区域内海域の占用が、促進区域内海域の利用若しくは保全又は周辺港湾の機能の維持に著しく支障を与えるものでないこと
- ③発電設備及びその維持管理の方法が経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合すること
- ④公募占用計画を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと

## <参考>品質確保の取組

- ▶ 再エネ海域利用法に基づく海洋再生可能エネルギー発電事業は、公共の利益の増進に寄与するものである。
- 再エネ海域利用法の占用公募制度において、海洋再生可能エネルギー発電設備及びその維持管理の方法について省令で定める基準への適合を審査することしている。
- > これは、発電設備が長期にわたり海域を占用することに鑑み、発電設備及びその維持管理に品質確保を図るものである。
- ▶ 構造物に品質確保を求める事例として、公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づく取組がある。

## 【公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)】

<背景>

#### 建設工事の特性

- ・目的物が使用されて初めてその品質を確認できること
- ·その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと
- ・個別の工事により品質に関する条件が異なること 等

他方、公共工事に関しては、厳しい財政事情の下、公共投資の減少やその受注をめぐる価格面での競争の激化により、<u>ダンピング受注</u>※ 等が生じてきた。



工事中の事故や手抜き工事の発生等の問題。

※その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工 が通常見込まれない契約の締結

#### **<公共工事における品質確保の取組~品質を確保するための発注手続~>**

- 発注者は、<u>競争参加者の技術的能力</u>(工事の経験、施工状況の評価、配置予定技術者の経験等)を審査。
- 発注者は、競争参加者から<u>技術提案</u>を求めるよう努力し、<u>中立・公正な審査・評価が行われるよう必要な措置</u>を講じて、これを<u>適</u>切に審査・評価。提案内容によっては公共工事を確実に実施できないと認めるときは、その提案を不採用とすることが可能。この際、評価方法等に関する情報を公表。

# ③-1 その他公募占用指針に記載すべき事項

- ▶ 再エネ海域利用法第13条第2項に基づき、公募占用指針には、次に掲げる事項を定めなければならない。
- そのうち、特に議論が必要なものは第4号、第5号、第11号及び第12号ではないか。

#### 〇再エネ海域利用法

#### 第13条第2項

- 一 発電設備の区分 → 浮体式 or 着床式を記載予定
- 二 促進区域内海域の占用の区域 → 促進区域内海域において占用が可能な区域を記載予定
- 三 促進区域内海域の占用の開始の時期 → 少なくとも工事を開始すべき6年後までには、占用の開始を始める旨記載。

### 四 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の出力の量の基準

## 五 公募の参加者の資格に関する基準

- 六 公募の参加者が提供すべき保証金の額並びにその提供の方法及び期限その他保証金に関する事項
- 七 供給価格上限額
- 八 公募に基づく再生可能エネルギー電気特別措置法第3条第1項に規定する調達価格の額の決定の方法
- 九 対象発電設備区分等に係る再生可能エネルギー電気特別措置法第3条1項に規定する調達期間
- 十 再生可能エネルギー電気特別措置法第9条第1項の規定による認定の申請の期限

#### 十一 基地港湾に関する事項

#### 十二 撤去に関する事項

- 十三 公募占用計画の認定の有効期間 → 30年間とすることを想定
- 十四 関係行政機関の長等との調整能力 → 評価項目として検討(前述)
- 十五 評価の基準 → 評価の基準として検討(前述)
- 十六 その他必要な事項

# ③-2 その他公募占用指針に記載すべき事項(第4号 出力の量の基準)

再エネ海域利用法第13条第2項第4号の「出力の量の基準」については、調達価格等算定委員会の意見を尊重した上で定めることとされている。この際には、洋上風力発電の特性を踏まえ、以下の点について考慮すべきではないか。

### く考慮すべき点>

- ▶ 「出力の量の基準」とは、事業者が公募に参加する際に提案可能なウィンドファームの出力の範囲を指しており、以下の要素を踏まえて検討する必要があるのではないか。
  - ① 促進区域の指定時に、都道府県等とも相談し、広さ等に鑑みた想定出力が決まっている。
  - ② 促進区域指定(公募実施)のために確保されている系統の容量が決まっている。
  - ③ 事業性の判断は幅が広く、事業者に裁量を与えた方が効率的な洋上風力発電の実現が可能。
  - ④ 促進区域は可能な限り有効に使う必要がある。
- 上記を踏まえ、出力の量の基準は、効率的な洋上風力発電の実現のため、事業者に一定の裁量をもたせることとしてはどうか。具体的には、促進区域の指定時に決められた出力(系統容量(※))から±20%の範囲で、事業者の裁量を認めることが適切ではないか。
  - ※促進区域の面積に比べて確保された系統が大きい場合はダウンサイジングの必要性等を検討する必要がある。
- ▶ なお、事業者に裁量を与える範囲について±20%よりも拡大した方がより効率的となる合理的な理由がある場合は、状況に応じて、 例外として認めることとしてはどうか。

## **<具体的な公募占用指針における「出力の量の基準」の記載イメージ>**

▶ 促進区域の指定時に決められた出力から±20%の範囲で事業者において決定すること。

# ③-3 その他公募占用指針に記載すべき事項(第5号 公募の参加者の資格)

▶ 再エネ海域利用法第13条第2項第5号の「公募の参加者の資格に関する基準(公募参加資格)」については、調達価格等算定委員会の意見を尊重した上で定めることとされている。この際には、港湾法における考え方も踏まえ、以下の点について考慮すべきではないか。

#### く考慮すべき点>

- ▶ 公募により選定された事業者は、一般海域における占用の許可とFIT認定を受けることとなるため、公募参加資格としては、同様に占用の許可を与える港湾法とFIT法の両法を参考に定めてはどうか(次頁の参照1及び参照2)。
- ➤ FIT法に基づく入札の参加資格のうち、**再工ネ海域利用法の適用上は考慮する必要がない事項** (例えば、自治体に対する事前説明等は、促進区域の指定の際に協議会で協議で実施される。) は、公募の参加資格としないこととしてはどうか。
- また、事業者が確実に履行すべき行為を怠ったり、不正な行為を働くことを防止するため、こうした行為を行った事業者については、一定の期間、公募の参加資格を認めないこととしてはどうか。
- ▶ 具体的には、例えば、以下の場合に一定の期間公募の参加資格を認めないこととしてはどうか。
  - ①促進区域の指定のため、系統の提供を希望したにもかかわらず、公募において他の事業者が選定された際に、合理的な理由なく当該事業者に自らが確保した系統を承継しなかった場合
  - ②国による促進区域指定のための情報収集において事業者が国に提供したデータに偽造等があった場合
  - ③公募にて談合した者その他の法第32条から第36条に基づき懲役若しくは罰金に処し、又は併科された者に該当する場合
- ▶ 国内法を適用する観点から、国内に法人格を有することを参加資格としてはどうか。

## <具体的な公募占用指針における「公募の参加者の資格」の記載イメージ>

- ▶ 次頁参照1 (FIT法の入札参加資格)を参考に定めた基準を満たすこと。
- ▶ 次頁参照2(港湾法に基づく占用公募の事例)を参考に定めた事項に該当しないこと。
- ▶ 上記①~③などに該当し、再エネ海域利用法における公募への参加資格を認めないこととした者でないこと。
- 国内に法人格を有すること。

#### <参照1(FIT法の入札参加資格)>

- ✓ 入札参加資格に関する基準は事業計画が施行規則第5条及び第5条の2(同条第1号を除く。)並びに法第9条第3項第4号に規定する認定に係る基準に適合するものであることとする。なお、施行規則第5条の2第1号に規定する接続の同意に係る基準については、当該同意を得るために一定の期間を要することを考慮し、入札の参加に当たって事業計画が適合すべき基準から除くこととする。
- ✓ また、入札対象区分等のうち出力2,000kW以上の太陽光発電設備及び出力10,000kW以上の一般木材等バイオマスによるバイオマス発電設備は比較的大規模なもの であることから、地域住民及びその周辺環境に対する配慮は不可欠である。よって、地域との共生を図るための取組を求めることとし、次に掲げる事項を入札参加資格に関す る基準に加えることとする。
  - (1)発電設備の設置を予定する場所が属する自治体(都道府県及び市区町村をいう以下「自治体」という。)に事業計画についての説明を行い、かつ、関係法令及び条例に基づく必要な手続について自治体に確認及び相談を行っていること。
  - (2)自治体からの助言又は指導があった場合にあっては、当該助言又は指導を踏まえ適切に対応していること。
- ✓ その他、指定入札機関に手数料を期限までに納付していることを入札参加資格に関する基準とする。

#### <参照2(港湾法に基づく占用公募の事例)>

- ✓ 以下に該当しない者であること。
- ① 次の申立てがなされている者
  - a 破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
  - b 会社更生法第17条に基づく更正手続開始の申立て
  - c 民事再生法第21条の規定による再生手続の申立て
- ② 本市から指名停止を受けている期間の者
- ③ 国、県の機関により、現に指名停止措置を受けている者
- ④ 法人税及び北九州市税の滞納者
- ⑤ 公募に参加しようとする他の者との間に資本関係、人的関係がある者
- ⑥ 次に該当する者
  - a 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者
  - b 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
  - c 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
  - d 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
  - e 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
  - f暴力団員である事を知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用している者
- ✓ 公募占用計画に記された実績、資金調達能力から下記の事項を確認する。
- ① 技術力の基準
  - :応募企業、コンソーシアム構成員又はそれらが出資するSPCの国内外(※)における風力発電の設置又は運営実績(1万kW以上、10年以内)があること。
  - : 応募企業、コンソーシアム構成員又はそれらが出資するSPC又は協力企業の国内外における海洋構造物の実績(10年以内)があること。
  - ※なお、再エネ海域利用法に基づく公募においては、国外における風力発電の設置又は運営実績のみある場合、国内において風力発電以外の発電設備の設置又は運営実績があることを参加資格にすることも考えられる。
- ② 資金調達能力の基準
  - :応募企業、コンソーシアム構成員又はそれらの親会社の純資産額の合計が事業費を上回ること。
  - : 想定する金融機関の国内におけるプロジェクトファイナンス等の融資実績、LOI等があること。

## (参考)罰則に関する規定

○再エネ海域利用法

第32条

- 1 偽計又は威力を用いて、占用公募の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 2 占用公募につき、公正な価額を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。

## 第33条

次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第1項の規定に違反して、同項各号に掲げる行為をした者
- 二 第12条の規定に違反した者

## 第34条

第24条第1項の規定による国土交通大臣の命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

### 第35条

第25条第1項又は第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を 拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

## 第36条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第32条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

## ③-4 公募占用指針に記載すべき事項(第13条第2項第11号 基地港湾に関する事項)

▶ 再エネ海域利用法第13条第2項第11号の「港湾基地に関する事項」の記載に当たっては、以下の点について考慮すべきではないか。

## く考慮すべき点>

- ▶ 促進区域の指定に当たっては、「発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し、当該区域と当該区域外との港湾を一体的に利用することが可能である」ことの確認の視点として、次の事項を確認することとした。
  - ✓ 当該促進区域等(周辺の促進区域、周辺の港湾区域等含む)に設置が見込まれる洋上風力発電設備の規模と、 区域指定時点で想定されるSEP船等の能力に鑑みて、洋上風力発電設備の効率的な設置及び維持管理が可能 と見込まれる範囲内に基地となる港湾があること。
  - ✓ 基地となる港湾は、外貿貨物の輸入や国内貨物の輸送に使用可能な岸壁を有し(見込み含む)、当該促進区域等(周辺の促進区域、周辺の港湾区域等含む)に設置が見込まれる洋上風力発電設備の規模及び、区域指定時点で想定される洋上風力発電設備の諸元に鑑み、適当な耐荷重の岸壁及び適当な耐荷重、広さのふ頭用地を有する(見込み含む)こと。
- ▶ 他方、1つの港湾あたりふ頭は複数あるため、利用可能なふ頭を明示することが必要。



## <具体的な公募占用指針における「基地港湾に関する事項」の記載イメージ>

- ▶ 促進区域の指定に当たって確認した次の事項。
  - ✓ 港湾の名前
  - ✓ ふ頭の名前、諸元及び位置図

## ③-5 公募占用指針に記載すべき事項(第13条第2項第12号 撤去に関する事項)

▶ 再エネ海域利用法第13条第2項第12号の「撤去に関する事項」の記載に当たっては、以下の点について考慮すべきではないか。

## く考慮すべき点>

- > 海域の安全確保のためには、発電事業の終了後、発電設備が確実に解体・撤去されることが必要。
- 欧州においては、事業終了時に発電設備を撤去することとしているほか、事業者に対し、政府宛の銀行の保証状の差入れ等の方法により、解体・撤去費用を確保するための措置を講じている。
- ▶ 本法律の運用に当たっても、選定事業者に対し、第三者による保証など、倒産時を含めて撤去を確実に担保するための方策を義務付けるべきではないか。
- ▶ なお、第三者の保証については、差し入れる保証の額や保証の開始時期等について、海外の事例等を踏まえ、決めることとしてはどうか。



## く具体的な公募占用指針における「撤去に関する事項」の記載イメージ>

- ▶ 撤去については、以下事項に留意し、撤去の考え方を含めた計画を策定しなければならない。
  - (1) 撤去に当たっては、**関係法令を遵守**すること。
  - (2) 占用許可期間の終了後又は公募占用計画の提出者が経営破綻した場合に備えた<u>撤去方法や撤去費用</u> の確保に関する方法を示すこと。

# (参考) 欧州における撤去に関する制度

▶ イギリス・ドイツ・デンマーク・オランダにおいては、発電事業の終了時における設備の解体・撤去及び金融機関による保証等の 措置を講じることとされている。

	イギリス	ドイツ	デンマーク	オランダ
設備容量 <sup>※1</sup> (2017年)	6,836MW	5,355MW	1,271MW	1,118MW
規制所管機関※2	BEIS (ビジネス・エネルギー産業戦略省)	BSH (連邦海事水路庁)	DEA (デンマーク・エネルギー局)	インフラ・水管理省 経済省
各国規則*2	エネルギー法 BEISガイダンス	連邦海事責任法 海上施設保安法 海上風力エネルギー法	再生可能エネルギー推進法 電力供給法	水域法
撤去要件と 例外規定 <sup>※2</sup>	【BEISガイダンス】撤去要件の免除が可能な5つの状況として、新たな使い道がある場合、膨大な費用がかかる場合、人員への容認できないリスクが伴う場合、海洋環境への容認できないリスクが伴う場合、並びに重量が大気中で4,000tを上回る(デッキおよび上部構造物を除く)、またはこれらが100mを超える水深にあり他の海洋利用の不当な妨げを引き起こさない場合、を明記している。なお、施設を残置する許可はケースバイケースで、評価の後に下される。国際航行の重要な場所では、例外なく完全撤去とする。	及び運転許可の失効時点で、特に 海洋環境、航行の安全性と効率性、 または同盟国の防衛に対する悪影 響を防止するために必要である限り、 撤去しなければならない。 施設を完全撤去し適切に陸上廃棄	【デンマークの規定】運転許可が失効するか施設が修復不可能なまでに破損する、または使用されなくなった時点で設置場所を元の状態に戻さなければならない。 【デンマークの規定】構造物の撤去が環境または物理的に甚大なリスクをもたらすと判断された場合、部分撤去が許可されることがあり、承認された特定の構造物を残置することができる。	【水域法】使用されなくなった風力発電所は、完全に撤去しなければならない。 【水域法】安全性の観点から悪影響があり、海洋の効率的な利用が妨げられる場合は、完全に撤去しなければならないことはない。 例えば、撤去によって環境が損なわれ、海底を他の正当な理由で使用することが阻害される場合は、ケーブルを(完全)撤去する必要はない。
財政的保証 <sup>※2</sup>	【BEISガイダンス】前払い現金、または (信頼できる収入源があるとBEISが認 めた場合)プロジェクト存続中の手元資 金で提供することができる。 条件を満たす機関から受け入れ可能な 形式で、信用状、銀行保証、または契 約履行保証状で提供することもできる。	【ドイツの規定】撤去コストをカバーする財政的保証(銀行又は企業の保証)の提出を義務づけることができる。運転期間中、少なくとも4年毎に保証の実際の価値を評価する。	【デンマークの規定】財政的保証を 提供し、送電ケーブルを含めた廃止 措置の実施に十分な資金を保有し ていることを示さなければならない。	【排他的経済水域への設置に関連した公共事業及び水管理の管理に関する法律の適用に関する政策規則】 建設開始前に銀行保証または国が承認した他の保証が必要(既存※)。 建設開始時に撤去のための銀行保証が必要(新規※)。 ※:既存は2015年以前に稼働しているもの、新規は2016年以降に稼働したものをさす。

# 3. 公募時に事業者に提供する情報

# 4 公募時に事業者に提供する情報

- 公募の実施に当たっては、国が事業者に十分な情報提供を行うことにより、事業者のリスクを低減させ、多くの事業者の参加を促すことが必要である。
- ▶ 国が情報収集に要する時間・コストも勘案しつつ、十分な量の情報提供が行われるよう、以下の調査項目・調査方法を 目安として、各促進区域の実情に応じた情報収集を行った上で、公募の実施に当たって、国から事業者に情報を提供す ることとしてはどうか。
  - ✓ 風況は事業性(収入)に特に大きな影響を与えることから、少なくとも実測(10分平均データの積上げ・連続12ヶ 月間で観測)による1年間の風況データの調査を目安とすることとしてはどうか。
  - ✓ 海底地質は事業性(支出)に特に大きな影響を与えることから、少なくとも実測(地盤ごとのボーリング調査・音波 探査)による地質データの調査を目安とすることとしてはどうか。
  - ✓ その他に調査すべきデータについても、下に掲げる表を目安とすることとしてはどうか。
- (※) なお、促進区域案の決定に当たっても、あらかじめ当該区域の状況を調査することとなるが、その際の自然条件に関する調査項目・調査方法も同様 としてはどうか。

調査項目(目安)			調査方法(目安)	
気象観測調査	風況	年平均風速、風速分布·風向分布、乱流強度、極値風速等	<ul> <li>実測によるもの</li> <li>10分平均データの積上げによるもの</li> <li>連続12ヶ月間で観測されたもの</li> <li>(例) 風況観測マスト・ドップラーライダー等</li> </ul>	
	落雷	• 夏季及び冬期の落雷状況	文献調査	
海象調査	潮汐	• 潮汐変化、最高/最低静水位	文献調査(気象庁データ等)	
	波浪	• 有義波高・波のピーク周期、極値波頂高		
海底調査	物理探査	• 海底形状・低質、海底人工物、海底面下の土層構造	実測によるもの	
	地質調査	<ul><li>海上ボーリング</li></ul>	• 地質調査については、 <b>地盤ごとのボーリング調査・音波探査</b>	

<sup>※</sup>この他に、漁業等(漁業区域、投錨区域、潮干狩場、航路、船舶通行量、海岸保全区域、海水浴場、海上構造物等)や防衛(基地、訓練区域、航空制限、電波障害防止、レーダー等) に関する先行的な海域の利用状況の有無の調査を文献調査や関係省庁への確認等により行う。

22

# 4. 事業者選定のための審査・評価方法

## 再エネ海域利用法における公募による事業者選定の全体像

- ▶ 再エネ海域利用法に基づき、公募による事業者選定は以下の2段階のプロセスで行うこととなる。
  - ①事業者が提出する公募占用計画について、**法第15条第1項に掲げる基準(以下「適合基準」という。)に適合し** ていることを審査。
  - ②適合基準に適合している公募占用計画について**評価の基準に従って評価**し、「発電事業の**長期的、安定的かつ効率** 的な実施を可能とするために最も適切である」と認められる者を選定。
- ▶ 上記の①適合基準に基づく審査と②評価の基準に基づく評価について、具体的な内容の検討が必要。
- ▶ 第1段階の適合基準については、発電事業を実施する上で最低限必要な基準(事務的又は技術的に適合の判断が可能な基準)とし、第2段階の評価の基準については、「長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実施」の観点から定性的・相対的に評価し、最も適切な公募占用計画を提出した者を選定事業者として選定するために必要な基準としてはどうか。
- ▶ 第1段階の適合基準に係る審査は事務的・技術的なスクリーニングであるため事務局で実施し、第2段階の評価は定性的・相対的な評価であるため、第三者委員会の評価を踏まえて実施することとしてはどうか。

事業者による **公募占用計画の提出** 

<法第14条>

<前提:事業者による準備>

- ✓ 適合基準を満たしている根拠を記載
- ✓ 評価を受けるために必要な情報を記載

経産大臣及び国交大臣による **公募占用計画の審査** <法第15条第1項> 〈第1段階:適合基準(参加資格等)の審査〉

- ✓ 事業を実施する上で最低限必要な基準
- **→ 事務的・技術的に適合の判断が可能**な基準

経産大臣及び国交大臣による **公募占用計画の評価、事業者の選**定

〈法第15条第2項、第3項〉

#### <第2段階:評価の実施>

- ✓ 「長期的、安定的かつ効率的」に事業を実施する 観点から評価し、最も適切な事業者を選定
- ✓ 定性的・相対的に評価するための基準

### 事務局で審査

全ての適合基準を満たす公 募占用計画全てについて、 評価を実施

<u>第三者委員会の評価を踏ま</u> えて実施

## ⑤第1段階 公募占用計画の審査

- 再エネ海域利用法第15条第1項は、公募占用計画の適合基準として、以下のとおり、第1号から第4号まで の基準を定めている。
- 具体的な審査の考え方は以下のとおりとしてはどうか。

## 〇再エネ海域利用法

#### 第15条

- 1 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前条第1項の 規定により公募に応じて選定事業者となろうとする者 から公募占用計画が提出されたときは、当該公募 占用計画が次に掲げる基準に適合しているかどうか を審査しなければならない。
  - 一供給価格が供給価格上限額以下であること その他当該公募占用計画が公募占用指針 に照らし適切なものであること。
  - 二 当該公募占用計画に係る促進区域内海域 の占用が第10条第2項の許可をしてはなら ない場合に該当しないものであること。
  - 三 当該公募占用計画に係る海洋再生可能工 ネルギー発電設備及びその維持管理の方 法が経済産業省令・国土交通省令で定め る基準に適合するものであること。
  - 四 当該公募占用計画を提出した者が不正又 は不誠実な行為をするおそれが明らかな者 でないこと。

## 公募占用計画の審査の考え方

### <①公募占用指針との適合性の審査>

- ✓ 当該公募占用計画が公募占用指針に照らし適切なものであることを審査する。
- ✓ 具体的には、公募占用指針の各項目について、明らかに指針の求める要求事項に 合致していない計画は不適合とする。

### <②法第10条第2項に該当しない計画であることの審査>

- ✓ 当該公募占用計画に係る促進区域内海域の占用が、促進区域内海域の利用若 しくは保全又は周辺港湾の機能の維持に著しく支障を与えるものでないことを審査す る。
- ✓ 具体的には、海洋再生可能エネルギー発電設備間の離隔により発電が非効率に ならないことを審査する。
- <③発電設備及び維持管理の方法の技術基準への適合性の審査>
- ✓ 経済産業省令・国土交通省令において、発電設備及びその維持管理の方法に関する基準について検討しているところ。
- ✓ 当該基準に適合することを審査する。

### <4公募占用計画提出者の審査>

- ✓ 会社の法的整理に関する規定や暴力団排除に関する規定等を踏まえて審査する。
- ✓ 基本的には、公募占用計画提出者の審査は公募占用指針の「参加資格」の項目 を踏まえて実施することとなる。



# (参考)促進区域内における占用許可等及び公募占用指針に定める事項に係る規定

- 〇再エネ海域利用法
  - 第10条
  - 1 海洋再生可能エネルギー発電設備促進区域内の海域(略)において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の許可を受けなければならない。ただし、促進区域内海域の利用又は保全に支障を及ぼすおそれがないものとして政令で定める行為については、この限りではない。
    - 一 促進区域内海域の占用
    - 二 土砂の採取
    - 三 施設又は工作物の新設又は改築 (第1号の占用を伴うものを除く。)
    - 四 前3号に掲げるもののほか、**促進区域内海域の利用又は保全に支障を与えるおそれのある政**令で定める行為
  - 2 国土交通大臣は、前項の行為が**促進区域内海域の利用若しくは保全又は周辺港湾の機能の** 維持に著しく支障を与えるものであるときは、<u>許可をしてはならない</u>。
  - 3~7 (略)

### 第13条

- 1 (略)
- 2 公募占用指針には、次に掲げる事項を定めなければならない。
  - 一 ~ 四 (略)
  - 五 公募の参加者の資格に関する基準
  - 六~十六 (略)
- 3~8 (略)

## ⑥第2段階 公募占用計画の評価

- ▶ 公募占用計画の評価基準については、①評価基準で示した考え方のとおり。
- ▶ 当該評価基準については、定性的な基準であるため、第三者委員会の評価結果を踏まえ行うこととしてはどうか。
- なお、地域との共生に関する事項については、都道府県知事の意見を反映させることが特に重要な項目であるから、 地域の代表としての都道府県知事の意見を参考聴取し、これを踏まえて、経済産業大臣と国土交通大臣が評価 することとしてはどうか。

## 事業者による公募占用計画の作成 供給価格 事業実施に関する技術的能力 地域との調整、地域経済等への波及効果 <例> <例> 関係行政機関の長等との調整能力 ・事業実施実績、事業計画、リスク分析 供給価格の額 ・周辺航路、漁業等との協調・共生 ・故障時の速やかな修繕等による電力の安定供給 ・地域経済への波及効果 ・将来的な価格低減に向けたサプライチェーン形成 ・国内経済への波及効果 ・ 最先端技術の導入 地域との調整、地域経済等への波及効果 について、都道府県知事からの意見を参考聴取 第三者委員会の評価 経済産業大臣、国土交通大臣による評価

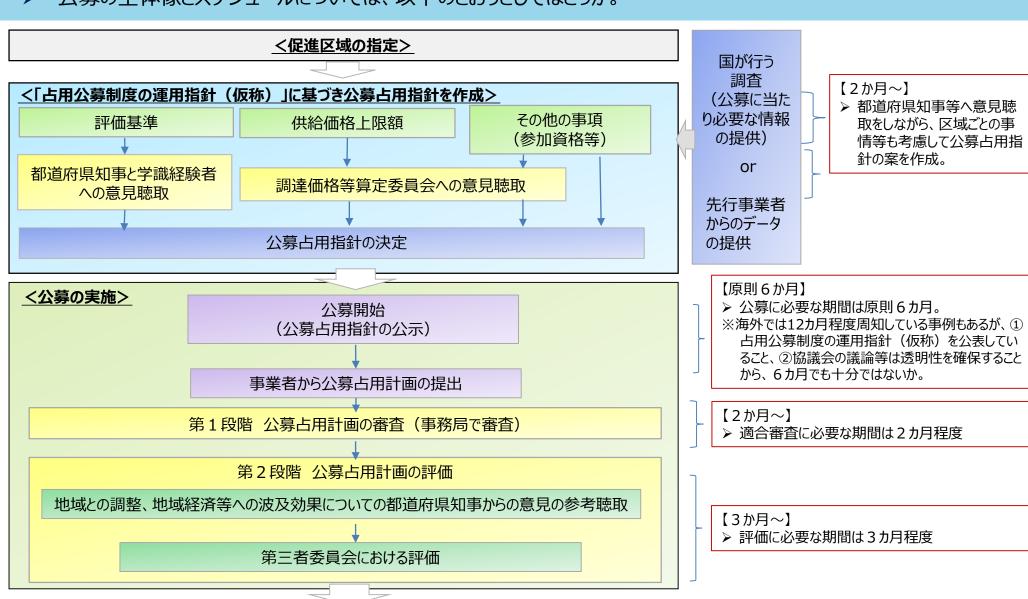
事業者選定

# 5. 公募のスケジュール

# ⑦公募の全体像とスケジュールについて

公募の全体像とスケジュールについては、以下のとおりとしてはどうか。

〈事業者選定〉



# 6. その他

# 公募の競争性を確保するための方策

- 我が国における洋上風力発電の効率的な開発のため、まずは、指定された促進区域ごとに公募を実施し、競争を 促すことが必要。
- > このため、公募の実施に当たっては、**多数の事業者が公募に参加可能な環境**を整えるべく、十分な情報提供、公 募期間の適切な設定、透明性のある評価基準の設定などに努めるとともに、より効率化を促すより精度の高い供 給価格上限額の設定を行っていく。
- ▶ その上で、上記のような競争性を確保するための方策を講じたにもかかわらず、初期の公募において一者応札が目立つなど、十分に競争性が確保されていないと認められる状況が生じた場合には、より競争性を確保するための制度設計を検討してはどうか。
- ▶ 具体的には、第1回目の公募における競争状況も踏まえ、諸外国における制度も参考に、本制度の運用の見直し(例えば複数の促進区域間での比較・競争といった要素を取り入れた公募の運用等)も検討してはどうか。

# (参考)海外における異なる海域の事業者間での入札事例

イギリス、台湾、ドイツ(2018年以前)等においては、①補助金等の入札の前に海域の利用権者を決定した上で、②事業者自身が海域の現地調査を実施し、③異なる海域の事業者間で、支援制度等についての入札が実施されている。

<異なる海域の事業者間での入札>

既存の情報に基づき洋上風力発電の実施が可能なゾーンを決定



① 海域の利用権者の決定(※)



※リース権入札(イギリス)

※国による審査(台湾)

② 事業者による現地調査



## ③ 異なる海域の事業者間で入札 (※) を実施

- ※落札者はCfDの権利を取得(イギリス)
- ※落札者はFIT+系統接続権を取得(台湾)
- ※落札者は補助金+系統接続権を取得(ドイツ)

#### <イギリスの例>

# ① 洋上風力開発地のリース入札

- クラウン・エステートがゾーンを特定し、入札によって開発事業者を決定。
- ・ 落札事業者には、当該ゾーンにおいて排他的に調査を実施し、立地を特定する権限が与えられる。(ラウンド3)

#### (実績)

2000年12月 ラウンド1 150万kW 18サイト 2003年7月 ラウンド2 720万kW 15サイト 2009年3月 ラウンド3 3,200万kW 9サイト

# ② CfD (※) 入札

- ・ 事業者は、リースを受けた用地の範囲内で様々な調査を実施した上でサイト 計画を策定し、計画認可を取得。
- ・ 入札の参加要件は、事業者が計画認可を取得していること、サプライチェーン計画の承認を受けていること(300MW以上の計画)など。
- ・ 運転開始年度ごとに統一価格方式により価格点で落札者を決定。

#### (実績)

2015年2月 第1回アロケーションラウンド (2014~2018年度) 2017年4月 第2回アロケーションラウンド (2021~2022年度)

※ CfD とは、低炭素電源を対象に、入札等で定められた基準価格と市場参照価格との差額を決済(市場参照価格が基準価格を下回れば補填、上回れば返済)する制度。 32

出典:各国政府作成資料等を基に資源エネルギー庁作成